こころとからだのしくみと生活支援技術	二四	介護技術の根拠となる人体の構造及び機能に関する知識を習得し、生活援助が中心である指定訪問介護の安全な提供方法等を理解することを目的とするとともに、その習得状況を確認すること。 講義と演習を一体で実施すること。 移動・移乗に関連した実習を二時間実施すること。	
振り返り	二	講義と演習を一体で実施すること。 必要に応じて、施設の見学等の実習を活用すること。	
合計	五九		

（注）　右記とは別に、筆記試験による修了評価（三十分程度）を実施すること。

○厚生労働省告示第百八十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十二条第一項第三号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める介護医療院が広告し得る事項を次のように定め、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月三十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

厚生労働大臣の定める介護医療院が広告し得る事項

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十二条第一項第三号の厚生労働大臣の定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　施設及び構造設備に関する事項

二　職員の配置員数

三　提供するサービスの種類及び内容（医療の内容に関するものを除く。）

四　利用料の内容

○厚生労働省告示第百八十六号

労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率（平成二十九年厚生労働省告示第百六号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。ただし、同年三月三十一日以前の休業補償の額の算定に当たり用いる率については、なお従前の例による。

平成三十年三月三十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

本則中「平成三十年一月一日から同年三月三十一日」を「平成三十年四月一日から同年六月三十日」に改め、別表第一木材・木製品製造業（家具を除く）の項中「15,134」を「18,161」に、「6,565」を「7,878」に、「4,555」を「5,466」に、「3,904」を「4,685」に、「3,433」を「4,120」に、「3,268」を「3,922」に、「3,108」を「3,730」に、「3,059」を「3,671」に、「2,959」を「3,551」に、「2,834」を「3,401」に、「2,636」を「3,163」に、「2,590」を「3,108」に、「2,465」を「2,958」に、「2,507」を「3,008」に、「2,323」を「2,788」に、「2,344」を「2,813」に、「2,304」を「2,765」に、「2,231」を「2,677」に、「2,213」を「2,656」に、「2,177」を「2,612」に、「2,268」を「2,722」に、「2,142」を「2,570」に、「2,125」を「2,550」に、「2,071」を「2,485」に、「2,056」を「2,467」に、「1,920」を「2,304」に、「1,888」を「2,266」に、「1,828」を「2,194」に、「1,844」を「2,213」に、「1,784」を「2,141」に、「1,769」を「2,123」に、「1,685」を「2,022」に、「1,574」を「1,889」に、「1,489」を「1,787」に、「1,511」を「1,813」に、「1,405」を「1,686」に、「1,313」を「1,576」に、「1,248」を「1,498」に、「1,210」を「1,452」に、「1,170」を「1,404」に改め、同項昭和39年7月～9月の欄中「1,092」を「1,310」に改め、同項中「1,058」を「1,270」